

第 4 期横浜市地域福祉保健計画の施策展開の方向性について

第 4 期横浜市地域福祉保健計画(以下、「第 4 期市計画」という。)(平成 31 年度～35 年度)の策定に向け、現行の第 3 期市計画の実施状況や主な課題、施策の方向性等を「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会」等で協議・検討してきました。現時点での第 4 期市計画素案がまとまりましたので御報告します。今後、パブリックコメントの実施等を経て、平成 30 年 12 月の計画策定を目指します。

1 29 年度の協議・検討経過

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会をはじめ、区役所、区社会福祉協議会及び地域ケア

プラザ向けに意見照会をするなど、次のとおり、協議・検討を進めました。

- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(附属機関) 計 2 回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会(懇談会) 計 2 回開催
- ・関係団体との意見交換 18 団体(各 1 回)
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会 1、分科会 2、分科会 3 計 7 回開催

2 第 4 期市計画素案の概要について

別紙のとおり

3 計画策定スケジュール

平成 30 年	5 月	常任委員会(パブリックコメント実施)
	6 月	パブリックコメント実施
	7～11 月	第 4 期市計画最終案の検討
	9 月	常任委員会(パブリックコメント実施結果報告)
	12 月	第 4 期市計画策定

添付資料

- 資料 1 第 3 期市計画の基本理念、総合目標及び第 4 期市計画に向けた主な課題
(平成 28 年度第 2 回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会資料抜粋)
- 資料 2 第 4 期市計画素案(平成 30 年 3 月 16 日版)

第4期横浜市地域福祉保健計画（平成31年度～35年度）案の概要について

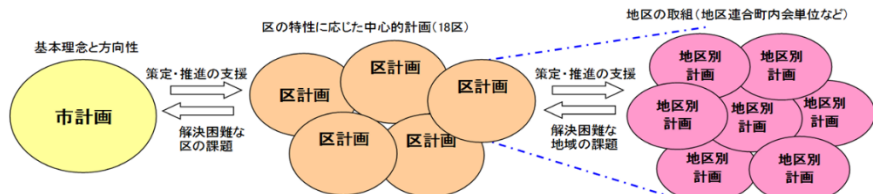
1 横浜市の地域福祉保健を取り巻く状況

人口減少	横浜市の総人口は2019年の373万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。さらに、生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来にわたり減少し続けていくことが予想されています。
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> 2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は2025年までに7万人の減少が見込まれています。 高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ、2025年には要介護認定者数が1.5倍、認知症高齢者数が1.4倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり、出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。
社会情勢・世帯構成の変化	<ul style="list-style-type: none"> 支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。 一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会加入率の減少等により、担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年ひきこもりと高齢の親という8050問題や、育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加など、多世代に渡る複合的な課題が増えてきています。

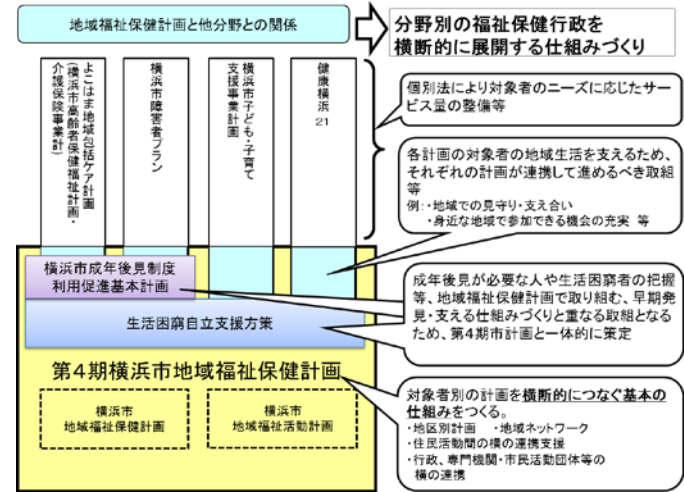
2 地域福祉保健計画の構成

市町村は、社会福祉法第107条に基づき市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとされています。横浜市では、地域福祉保健計画を、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しており、市計画は、市域における地域福祉保健を推進する基本理念と方向性を定めます。政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性に応じた取組を進めています。

3つの圏域の計画 (市・区・地区別) の関係性	市計画	区計画（平成28～32年度）	
	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画。	区（全体）計画 市内18区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画。	地区別計画 住民主体で地区の課題に対応するため、地区が主体となり、地区と区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定する計画。



3 地域福祉保健計画と福祉保健の分野別計画との関係



4 第4期市計画の方向性

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
区役所、区社協、地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画の推進を中心に行われました。一方で、地区連合町内会の中でも、地域状況に差があるため、住民が取り組む地域の課題は自治会町内会単位で捉えられ、地域の活動も自治会町内会単位として実施されているものもあります。既に区社協 や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることも踏まえ、より住民に身近な地域で活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。
- 人材の確保・育成
自治会町内会や地域活動における担い手不足はどの地域でも課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について、継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、今までも市計画に位置付けてきたところですが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして、計画に位置づけます。既に区社協 や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
本計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割がある場や機会の創出、連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わり、意識の醸成、地域住民の地域福祉保健活動への参加を促進するための環境整備、対象を限定せず個別の課題を地域で受けとめ支援する体制の構築など、地域共生社会づくりに向けた考え方を、重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」関係づくりをさらに進め、地域住民・組織、社会福祉法人、施設、企業、学校等、多様な地域に関わる人々が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定
成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策について、横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定を行います。成年後見制度が必要な人や生活困窮者の把握等が求められており、地域福祉保健計画の中の早期発見・支える仕組みづくりと重なる取組となるため、一体的な策定を行い、地域福祉保健計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

基本理念と各推進の柱

重点項目と主な取組

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなのでつくろう

基本理念の実現に向けた取組

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- 住民の生活やニーズに近い自治会町内会レベルの活動の拡充を支援できるよう必要な取組を実施します。
- 地区連合町内会、地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- 住民が信頼でつながれるように福祉意識の醸成に取り組みます。
- 区役所、区社協、地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- 身近な地域ごとに多様な主体と関係機関の連携・協働による課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを広げていきます。
- 市の成年後見制度利用促進基本計画として位置づけるとともに、権利擁護が必要な人への取組を推進します。
- 健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- 地域でつながる機会や多様な選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。
- 社会福祉法人をはじめ、施設、企業、学校など多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

◇区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

◇地域の特性をふまえた地域支援の促進
より住民の生活に近い地域に出向いて特性を把握します。地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

2 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

◇地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、より住民の生活に近い地域での地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

◇活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実
地区連合町内会や地区社協と、地域または市域で活動している高齢者、障害者、子ども、若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

3 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

◇多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
国籍、年齢、性別、障害など、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

◇住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり
地域住民等が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れ、地域の中でつながることの大切さを伝えていくため、交流する機会の創出に取り組みます。

4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

◇地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
市民一人ひとりが、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関わられるよう支援します。

◇地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
コーディネート方向向上のための人材育成等に取り組みます。

◇活動資源を確保するための支援
地域福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

1 見守り・早期発見の仕組みづくり

◇見守りの輪を広げる
地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するため、見守り体制や見守りの意識を広げるための取組を進めます。

◇気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める
困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。また、困りごとを抱えている人の情報を共有し、取組につながる仕組みづくりを進めます。

2 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

◇地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
困りごとや生活課題の解決に向けた、体制づくり・仕組みづくりへの支援に取り組みます。

◇地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める
支援機関、関係機関と住民等が課題を共有し、協働して解決を行う取組を一層推進します。

3 身近な地域における権利擁護の推進

◇関係機関等と連携した権利擁護の推進
広報等を各専門職団体・関係機関等と連携し実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。

◇成年後見人等への支援の推進
専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。また、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人候補者を選択できるよう取組を進めます。

4 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

◇地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進
全ての世代の市民が、年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに取り組めるように支援します。また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支えあい活動を関連させながら推進していくことで、より多くの、また幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着をはかり、活動を広げていきます。

5 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

◇必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進
身近な地域で困難を抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するため、事業や施策等を推進します。

1 幅広い市民参加の促進

◇地域でつながる機会の拡大
地域住民同士が多様性を理解し、立場や背景を超えて子どもの頃から切れ目なく地域の中でつながることができるよう、これまでの取組を生かしながら、場や機会を広げていきます。

◇社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施
地域において区役所・区社協・地域ケアプラザが、社会参加や地域活動への参加などの目的に合わせて、様々な視点で参加メニューを工夫し、多様な価値観にあわせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

2 多様な主体の連携・協働による地域づくり

◇社会福祉法人の地域貢献
社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

◇企業、NPO、学校との連携強化
複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO、学校等、地域にある様々な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮できるよう支援します。

3 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

◇新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供
新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための支援策を、活用事例等を踏まえて必要の人に提案します。

計画の基礎となる
共通の考え方

誰もがお互いを認めあい、安心して暮らせる社会を目指します

誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

第3期市計画の基本理念、総合目標及び第4期市計画に向けた主な課題

第3期市計画

【基本理念】

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

【総合目標】

- 1 人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透
- 2 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり
- 3 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上

～第3期市計画中間評価結果より～

総合目標1 人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透

【第3期の主な取組の成果】

福祉保健分野以外の主体とも連携し、地域住民向けの様々な取組で「つながり」「地域づくり」の重要性について 周知し、理解が進み、世代間交流の場が増えつつあります。

第3期区計画、地区別計画等の推進を通じて地域特性に合わせた住民主体の取組がはじまっており、それらの活動が地域交流・つながりづくりの場として機能し始めています。

一人暮らし高齢者をはじめとした要介護者の見守りや災害時の支援活動が住民主体で広がりを見せています。

【第4期へと引き継がれる課題】

従来の地域活動に参加している対象だけでなく、住民相互のつながりを生かして、あらゆる世代・市民・主体の間で地域福祉に対する理解が進むよう、様々な事業や取組を通じて啓発していく必要があります。

地域支援体制の充実にはさらなる人材の育成が必要です。市民・団体が各自の活動や交流を通じて地域福祉保健に関心を持ち、地域の中で互いにつながる機会をつくること、また、その啓発が重要です。

総合目標2 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり

【第3期の主な取組の成果】

健康寿命の延伸に向け、住民が身近な地域で主体的に健康づくりや介護予防に取り組める環境がづくられてきています。

地域主体、行政主体の見守り活動だけでなく地域、事業者、行政が連携し様々な活動が行われており、重層的な助け合いの体制づくりが進められています。

地区別計画の推進組織で実施する会議等の開催を通じて、地域住民・事業者・関係機関等が連携し区域のみならず、より小さなエリアでの地域課題に取り組む仕組みづくりが進められています。

【第4期へと引き継がれる課題】

地域の中で支えあう取組を一層推進・充実していくために、地域の主体的な各取組・分野をつなぐ横断的な仕組みづくりを推進する必要があります。

社会的孤立や生活困窮など、従来の取組では把握することが困難な対象者層に気づき、地域で日常的に見守り、支援するという、連動した仕組みづくりの一層の検討が必要です。

さらに市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。

見守り活動により把握された、支援が必要な人を的確に支援につなげるため、行政や地域での活動が幅広い市民にわかるよう一層のPRが必要です。

総合目標3 幅広い市民参加を重視した地域全体の活力向上

【第3期の主な取組の成果】

従来の福祉教育に加え、施設や企業等への取組等により多世代で地域福祉に関わることで、地域への関心を高める取組が進められています。

地区別計画が地域で定着し、各地区では住民主体で懇談会やアンケートを実施するなど、多くの住民が地域での福祉保健活動に参加する機会が増えています。

小中高校での地域理解・つながりづくりに関する福祉教育の取組が進み、地域の若い世代が行事等に参加する機会が増えてきています。

【第4期へと引き継がれる課題】

地縁組織の主体的な取組に加え、社会福祉施設・企業・NPO 等との協働により、市民参加の幅を広げ、新たな担い手の開発・拡充を進めていくことが必要です。

地域活動の担い手となりうる、高齢者の意欲と能力が発揮されるような仕組みや場づくりを一層進めていくことが必要です。

既存の取組やコミュニティに関心が低い層を、地域福祉保健活動に参加する仕組みや体制づくりを進めていく必要があります。

第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案

(平成 30 年 3 月 16 日版)

第 1 章 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

1	地域福祉保健計画について	1
2	第 3 期市計画の概要・振り返り	3
3	地域福祉保健を取り巻く状況の変化	4
4	計画の構成について	7
5	第 4 期市計画について	10

第 2 章 推進のための取組

推進の柱 1	地域福祉保健活動のための基盤づくり	23
推進の柱 2	身近な地域で支援が届く仕組みづくり	40
推進の柱 3	幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	55

第 3 章 計画の推進にあたって

計画の推進体制	65
計画の評価方法	66

第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

1 地域福祉保健計画について

(1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過

平成12年に「社会福祉法」が改正され、新たに第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として市町村地域福祉計画が規定されました。

横浜市では、それ以前に取り組んできた住民、事業者、機関、団体等の協働によるまちづくりをさらに進めるため、平成16年度に第1期横浜市地域福祉計画を策定し、住民の皆様や関係機関・団体等と推進してきました。

<地域福祉保健計画の推進経過>

年度	経過	特徴
平成12年度	社会福祉法改正、市町村地域福祉計画を位置付け	—
平成16年度～	第1期横浜市地域福祉計画策定 (期間：平成16年度～20年度)	・社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
平成21年度～	第2期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間：平成21年度～25年度)	・全区で地区別計画を策定 ・福祉と保健の取組を一体的に推進 ・「地域福祉保健計画」に名称変更
平成26年度～	第3期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間平成26年度～30年度)	・市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進

(2) 地域福祉保健とは

「地域福祉保健」とは、地域の住民・住民組織と関係団体、社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

具体的には、個人や世帯の抱える困りごとなどの生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を、地域住民や関係者で受けとめ、協力して地域で解決していくことです。生活課題や地域課題の解決へ向けた取組や活動が、住民の生活に密着したより小さな地域から、区域、市域を含めてより広域的に、重層的に広がっていくことを目指していきます。

また、個人や世帯が抱える生活課題や地域課題の背景には、健康問題が含まれていることも多く、これらを一体的に捉え、予防的な視点を持って心身の健康保持及び増進を推進していきます。

(3) 地域福祉保健計画策定の趣旨

地域福祉保健計画策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化することで、合意形成を図りながら推進していくことにあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、よりよいまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

また、これまでの計画推進の中で大切にしてきたことは、「住民主体」と「協働」です。地域の状況に合わせて、よりよい地域づくりを進めていくには、そのまちに住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持つこと、そして地域住民や自治会町内会をはじめとする住民組織と、地域にある様々な機関や団体、施設等が、協力して地域福祉保健の推進に取り組むことが重要です。

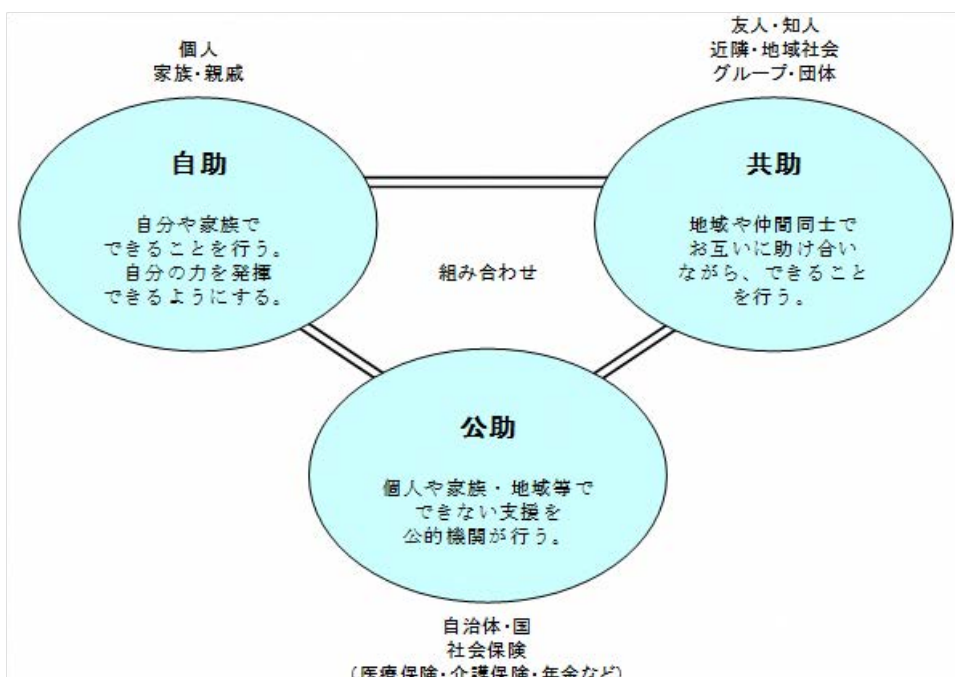
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」「共助」「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」「共助」「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

- 【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。
- 【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。
- 【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う



2 第3期市計画の概要・振り返り

- (1) 第3期市計画のねらい
- (2) 取組の方向性
- (3) 成果
- (4) 次期計画に引き継がれる課題

第3期最終評価確定を踏まえて記載

3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取りまく社会の状況は大きく変化しています。同時に「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、あらためて地域を基盤にした支えあい注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会^{*}の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

※地域共生社会とは…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域社会にある様々な社会資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 国における法改正・制度の見直しの状況

地域共生社会を踏まえ、国では法改正・制度の見直しが行われています。

ア 市町村地域福祉計画

平成29年6月に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の努力義務化」などが規定されています。

社会福祉法の改正を受け、国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、主に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方」「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理」等が挙げられています。

また、包括的な支援体制の整備に関する事項についても計画策定に盛り込むものとしており、各市町村はこれらを踏まえた計画策定が求められています。

(詳細は「資料編 P.〇参照」)

イ 社会福祉法人の地域貢献

平成28年3月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

ウ 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティネットとして制度化されました。

貧困の背景にある社会的な孤立に対しては、暮らしの舞台である地域の中で解決を図ることが重要となります。生活困窮の端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくりなどに取り組むことが重要とされています。

エ 成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年 3 月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定することとなっています。

(3) 横浜市の現状と中期的課題

横浜市では、今後、人口が減少に転じることが予想される一方で、65 歳以上の人口は今後 10 年で急増することが見込まれます。さらに、支援を要する子どもや若者が増加傾向にあり、生活保護受給者数の増加、ひきこもりや生活困窮などの問題も増加しています。

地域との関係性について、「困ったり相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉しあわない関係性が増えています。その一方で、退職後に地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も一定数存在します。

こうした現状の中で、横浜市における中期的課題には、次のようなものが挙げられます。

人口減少	横浜市の総人口は 2019 年の 373 万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。さらに、生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来にわたり減少し続けていくことが予想されています。
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年には 65 歳以上の高齢者人口が 97 万人に達し、2030 年には 100 万人を突破、2035 年には 110 万人になると予測されています。一方、子どもの数は 2025 年までに約 7 万人の減少が見込まれています。 ・ 高齢者人口の増加に伴い、2015 年に比べ、2025 年には要介護認定者数が 1.5 倍、認知症高齢者数が 1.4 倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 ・ 横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。

第4期市計画素案 第1章

社会情勢・世帯構成の変化	<ul style="list-style-type: none">・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、少子高齢・人口減少社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会加入率の減少等により、担い手が不足し、地域で生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という 8050 問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、ごみ屋敷の増加など、多世代に渡る複合的な課題が増えてきています。

このような状況を踏まえ、第4期市計画は、分野を横断的につなぐ特徴をとらえ、各取組を推進していきます。

加えて、様々な課題をできるだけ地域で受けとめ、解決を図ることができるよう、より住民の生活に近い地域で活動を高めて基盤を強化すること、必要な人に支援が届く仕組みづくりをさらに広げること、地域の人々が協働で地域課題の解決を通じた地域づくりを進めていくことを重点として具体的な取組を進めていきます。

4 計画の構成について

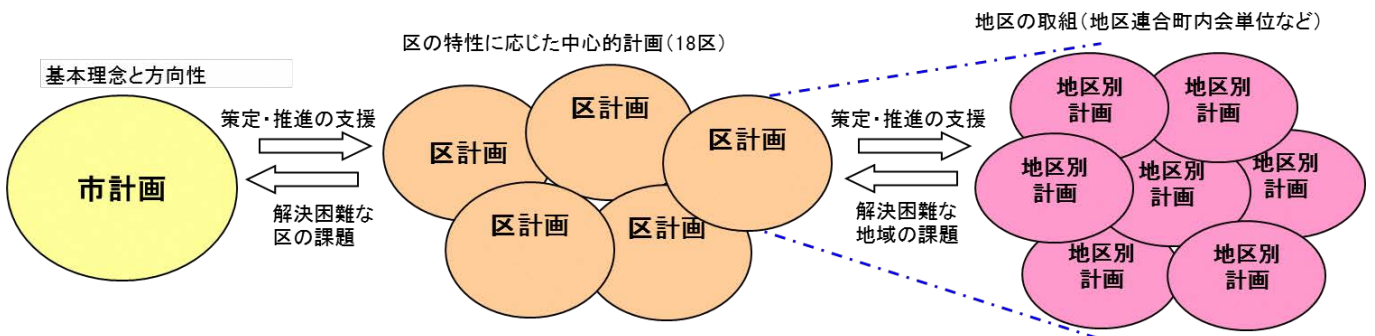
(1) 市計画・区計画・地区別計画の関係

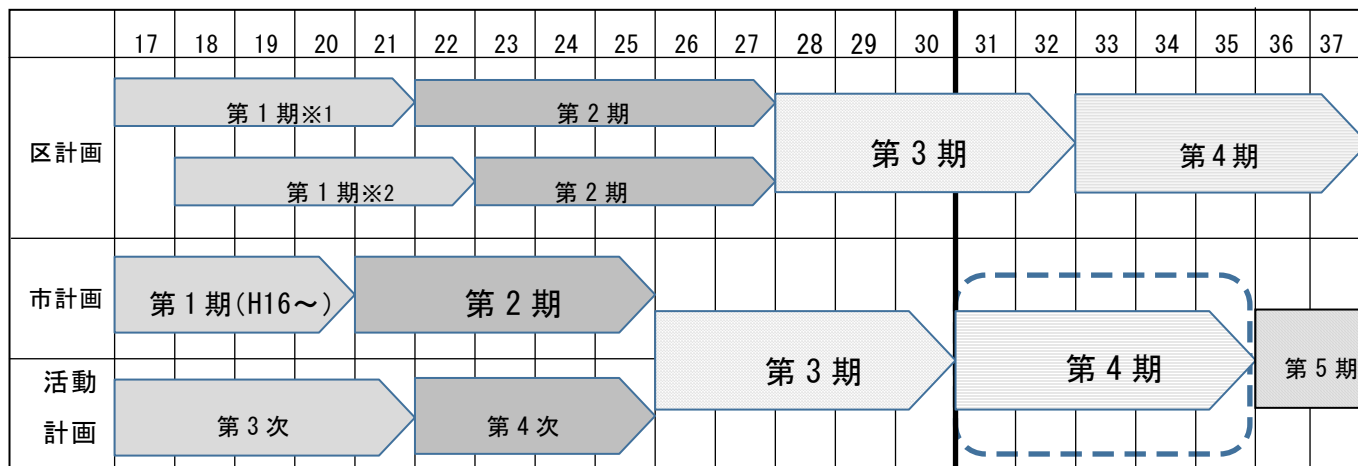
横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特성에応じた取組を進めています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期から全区で地区別計画を策定・推進しています。

	市 計 画	区 計 画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と市としての方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特성에応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組 区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組 市民の活動の基盤整備に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉保健に関する区の方針 地区別計画の活動を支える取組 区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組 	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいや健康づくりの取組 支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組

<市計画・区計画の関係性(イメージ図)>





(市社協)

※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉

※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

(2) 圏域の考え方

ア 地域福祉保健計画における圏域の考え方

横浜市は人口 370 万人の大都市であり、市域の中で、地域によりその状況は生活上の課題等が異なっているため、一律での計画づくりだけでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の6層に分けられます。

<地域福祉保健計画における6層の圏域>

圏域		圏域の考え方
1層	近隣 自治会町内会の班（組）程度	隣近所の付き合いや、地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う基礎的な範囲。
2層	自治会町内会 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンションなどもこの範囲。
3層	地区連合町内会 人口平均 15,000 人程度 252 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(145 圏域)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
5層	区域（18 区） 人口 10～35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1～4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6層	市域 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

イ 地区別計画における圏域の考え方

地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会の圏域を基本とします。また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区などもあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会など、地域の状況に応じて住民との話し合いの中で柔軟に設定することも可能です。

＜地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由＞

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、地区連合町内会の圏域を基本の圏域としています。

ウ 取組の特性に応じた圏域の考え方

日常生活の支えあいは、範囲が小さいほど、お互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービスなどの活動は、自治会町内会などの圏域で活発に行われている場合が多く見られます。

しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人もいます。さらに、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の圏域を越えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくるなど、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。

こうした生活の圏域を越えた区域や市域で活動する人、広域の活動団体が多数存在するのも、都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じ、広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

5 第4期市計画について

(1) 計画の位置づけ

ア 市の基本構想・中期計画との関係

(7) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後の概ね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。

横浜市基本構想では、「これからの20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指しています。

地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像を支える5つの柱のひとつである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性格をもちます。

(イ) 横浜市中期4か年計画との関係

横浜市では、平成30年度に横浜市中期4か年計画（2018年度～2021年度）を策定し、市民主体の地域運営を進めるため、戦略〇「超高齢社会への挑戦」の中で、「参加と協働による地域福祉保健の推進」を掲げ、具現化する取組の一つとして地域福祉保健計画の推進を位置付けています。

平成30年3定で策定される予定の次期中期4か年計画の内容確定を受け、
詳細を記載

中期4か年計画
冊子表紙

第4期市計画素案 第1章

イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

横浜市では、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
（老人福祉法、介護保険法）
- ・横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進法）
- ・健康横浜21（健康増進法）

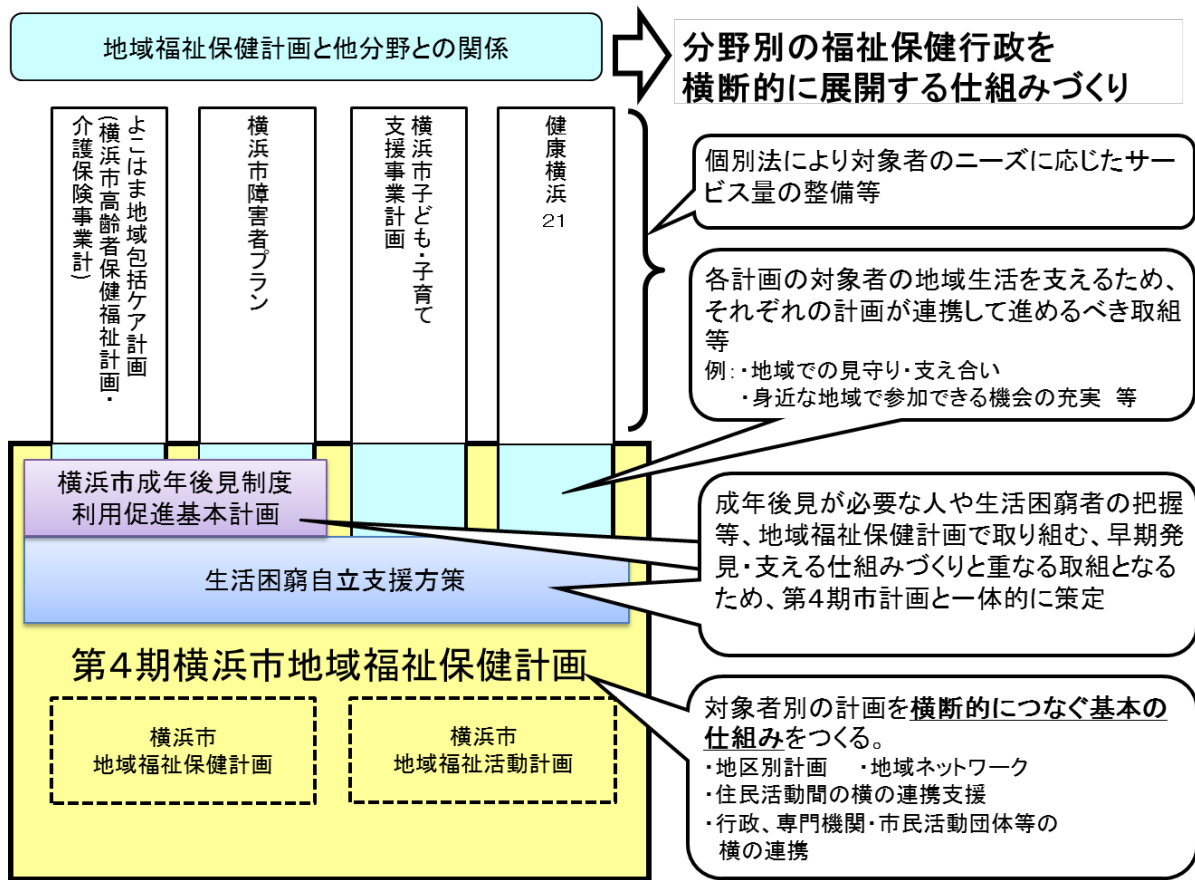
地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健、健康に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者、公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画でも住民と協働で取り組んでいきます。各分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

また、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが必要です。様々な地域生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていきます。

なお、第4期地域福祉保健計画では、新たに、分野を問わない取組である「横浜市成年後見制度利用促進基本計画」及び「生活困窮者自立支援方策」について一体的に策定します。

第4期市計画素案 第1章
 <他プランとの関係性>



<他プランの計画期間について>

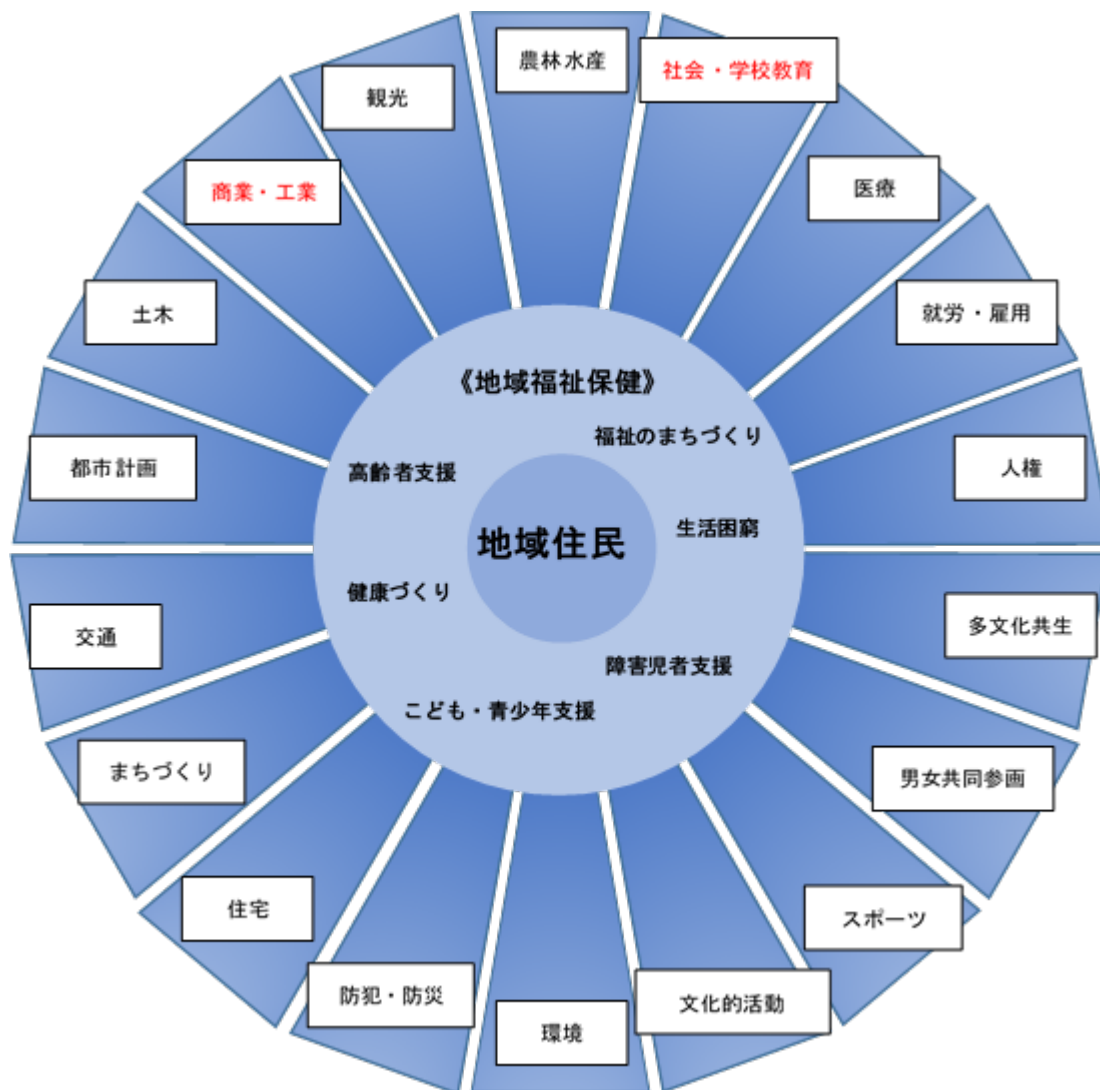
分野	計画名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
市全体	中期4か年計画	2014-2017	2018-2021				2022-2025				
地域福祉	地域福祉保健計画	第3期		第4期				第5期			
	成年後見制度利用促進基本計画	※ 地域福祉保健計画と一体的に策定									
高齢	横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期	第7期		第8期			第9期			
障害	障害者プラン	第3期									
こども	横浜市子ども・子育て支援事業計画	第1期									
保健	健康横浜21	第2期									

第4期市計画素案 第1章

<横浜市地域福祉保健計画関連分野イメージ図>

地域でおきる様々な困りごと（地域課題）は、視点によっては都市計画や交通問題などすべての分野が地域福祉保健（計画）の対象となります。

これからの地域福祉保健計画を考える上で、従来、地域福祉保健計画が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を地域包括ケアや地域まちづくりでも推進していくためには、様々な施策を駆使し連携し地域生活課題を解決する姿勢が重要です。



第4期市計画素案 第1章

<福祉保健の分野別計画（抜粋）>

【第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】（平成24年度～26年度）

基本目標

高齢者が、地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

施策の基本的な方向1：いきいきと活動的に暮らせるために

○元気なうちから健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します

更新予定

施策の基本的な方向2：地域包括ケアの実現のために

- 地域包括支援センターの機能を充実し、地域の連携づくりを推進します。
- 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。
- 小規模多機能型居宅介護サービスを充実します。
- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。
- 認知症対策を充実します。

施策の基本的な方向3：自分に合った施設・住まいが選べるために

- 一人ひとりの状況に応じた施設・住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めます。
- 介護事業所を併設した住まいづくりなどに取り組みます。

施策推進の視点：安心の介護を提供するために

- サービスの質の確保、向上のための仕組みづくりを進めます。
- 介護人材の安定供給、定着促進に取り組みます。

【横浜市障害者プラン（第2期）】（平成21年度～26年度）

I 基本的な考え方

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

II 更新予定

更新予定

III 重点施策

- 1 普及・啓発のさらなる充実
- 2 相談支援システムの機能強化
- 3 地域生活を総合的に支える仕組みの構築
- 4 医療環境・医療体制の充実
- 5 障害児支援の体制強化
- 6 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- 7 発達障害児・者支援の体制整備

【かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画（横浜市次世代育成支援行動計画）】
（平成22年度～26年度）

理念

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

第1の基本目標：子ども・青少年を育む多様な「成長空間」を創る

※ 平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事

更新予定

第2の基本目標：成長空間を支える「地域力」を高める

- 地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる
- 情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワーク強化

第3の基本目標：市民の参画を促す「共生社会」を実現する

- すべての人がともに生きる社会の実現
- 企業の社会的責任と取組の推進

基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

更新予定

第2期計画の特色

その1 ライフステージに合わせた取組を行います

- 3つのライフステージ別に行動目標と目標値を設定し、それぞれにあわせた取組を行います。

その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます

- きっかけづくり：健康づくりを始めるきっかけになることを目指して、知識の普及や体験型イベント、講座などの啓発活動を行います。
- 継続支援：健康づくり活動を楽しみながら続けることを目指して、仲間づくりや場づくりを進めます。

その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます

- 様々な関係機関が目標を設定し、情報共有しながら、より具体的な取組につなげることを目指します。

(2) 基本理念

第3期市計画を引き継ぎ、計画推進を通じて目指す目標像を基本理念として、次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

(3) 計画の基礎となる共通の考え方

計画推進の基礎となる共通の考え方は、社会の情勢等を踏まえ大きく3つに整理しました。

ア 誰もがお互いに認めあい、安心して暮らせる社会を目指します。

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支えあえる地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが、多様性の理解を広げ、立場や背景を超えてつながり、お互いを認めあうことが大切です。

誰もが地域のつながりの中で自分らしくいられる地域社会を目指します。

イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支えあいの取組は、身近な生活上の課題へのいち早い解決に向けた基礎となります。

また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現へ向けた取組は、一人ひとりが健康に過ごしていくための基本的な考え方として重要です。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して、自分の居場所や役割を発見し、生きがいや心の豊かさの醸成によってももたらされるものです。

地域のすべての住民、活動する団体が、お互いに支え合う地域社会とともに、だれもが健やかに暮らせる社会を目指します。

ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それぞれが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。

また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO、学校などが、地域のために連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題、地域課題を自分ごととして捉え、様々な主体が連携し、それぞれの力を生かし解決していく社会を目指します。

(4) 第4期計画の特徴

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 人材の確保・育成
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定

ア より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所、区社協、地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画の推進を中心に行われています。一方で、地区連合町内会の中でも、地域状況に差があるため、住民が取り組む地域の課題は自治会町内会単位でとらえられ、地域の活動も、自治会町内会を単位として実施されているものもあります。

すでに区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることも踏まえ、より住民に身近な地域で活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。

イ 人材の確保・育成

自治会町内会や地域活動における担い手不足はどの地域でも課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について、継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、今までも市計画に位置付けてきたところですが、第4期市計画でも、人材づくりが地域福祉保健の推進における最重要項目の一つであると考え、計画に規定します。支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

ウ 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

日々の生活の中で、自分や家族の力で自分達の身を助けることができるよう自助の力を高めることは大切ですが、特に社会的に孤立している人や支援を必要とする人にとっては、自助力を上げたり発揮することが難しい場合が多いのが現状です。そのような場合、地域の人とお互いに支えあいながら自立していくことが重要です。

この計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割がある場や機会の創出、連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わり、意識の醸成、地域住民の地域福祉保健活動への参加を促進するための環境整備、対象を限定せず個別の課題を地域で受けとめ支援する体制の構築など、地域共生社会づくりに向けた考え方を、重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

また、生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の予防に向け、従来の

第4期市計画素案 第1章

取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。

エ 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」「関係づくり」をさらに進め、地域住民・組織、施設、企業、学校等、多様な地域に関わる人々が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により今後さらに公益的役割が期待されています。社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援について、方向性を具体的取組として盛り込みます。

オ 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定

成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策について、横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定を行います。成年後見制度が必要な人や、生活困窮者の把握等が求められており、地域福祉保健計画の中で取り組む、早期発見・支える仕組みづくりと重なる取組となるため、一体的な策定を行い、地域福祉保健計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

なお、生活困窮者自立支援方策の方向性（総論）については、平成27年度から支援を積み重ねてきた生活困窮者自立支援制度の理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を第4期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱や重点項目の中に盛り込み、地域における生活困窮者の早期発見や社会参加の促進を図ります。

(5) 市民の皆様とともに取り組んでいくこと

ア 地域福祉保健の推進に市民参加が求められる背景

横浜市には、多様な人材と活発な市民の力があります。これまでもこの市民力を生かして、市民と市民が、あるいは市民と行政が協力し地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく地域にある様々な関係機関や担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行うというお互いさまの関係づくりが、相互理解、地域の安心感、信頼感を高めていきます。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

しかしながら、近隣との関係の希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要となります。そして自分に関心を持つと同時に、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができることを生かして役割を分担・連携し、協働していくことによって、地域福祉保健を推進していくことができます。

例えば、人は誰しも自身の問題や課題を家族などと一緒に乗り越えてきた経験があります。その経験をもとに「他の人はどのように乗り越えるか」「この問題だったら他の人にアドバイスができる」といった地域を考える契機となることがあります。

また、家族が少なくなり、自分の家で「地域が交流できるサロンを開いてみたい」といった積極的な考えが生まれることがあります。

そうした考えと地域の課題（地域住民とつながりが薄く、周りに関わりたがらない人が多い等）とが結びつき課題解決につながるものが非常に重要なポイントになり、さらに、そういった姿を地域で共有することでそれまで関わってこなかった地域住民を巻き込むきっかけにもなります。これらが重なり合うことで、少しずつ、地域のことを「自分ごと」として認識していく意識の醸成につながります。

イ 市民の皆様には伝えたいこと

地域福祉保健を進めていくには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは自分や家族ができることを行い、自分の力を発揮し自己決定することで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをする、困ったときには助けを求められる関係を日頃からつくっておくことも、お互いに支えあいながら生活していくことも自助といえます。

また、日常生活を送る上では、自分の行いたいことを決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。

困りごとを抱えている人に早期に気づくためには、その人自身が自ら声をあげ、課題解決していくことも重要ですが、中には自ら声をあげることが困難な人もいます。

第4期市計画素案 第1章

近隣住民の様子が「何かおかしい、気になる」と感じた人からその人に声をかけ、話を聞くことなどをきっかけに、深刻化する前の早い段階で課題解決につなげることができます。

地域をよりよいものとするため、地域の課題を「自分のこと」として、課題の解決に関わるとともに、日常的なつながり構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、地域づくりに参画することが期待されます。

「自分のこと」として認識した地域の課題を、地域住民と一緒に解決に取り組むことで今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識が変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくっていくことで、人と人がつながり、お互いに支えあい、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会を目指すことができます。

ウ 行政・社協・地域ケアプラザの役割

地域福祉保健の推進にあたり、生活課題や地域課題の解決へ向けたコーディネートの中心を担います。地域課題が多様化・複合化する中で、連携による取組がますます重要となってきています。

各組織内部や職種間、事業担当者間の連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、地域の中で本人に寄り添い、解決に導く個別支援と個別の課題を地域住民等と共有し解決に向けて取り組む地域支援を連動させ、課題解決へ向けたネットワークづくり、仕組みづくり、人材育成等に取り組めます。

エ 行政・社協・地域ケアプラザと市民との関係

市民と支援機関は、協働する中でお互いに刺激を受けてさらに良い成果を生み出していくことが可能となります。

地域づくりは行政だけで行うことは難しく、また、公的なサービスでは解決が難しい課題にあっては、市民に協力を求めることもあります。

行政や支援機関は地域課題解決のため、地区連合町内会及び地区社協等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めます。

支援機関には、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題解決を特定の人に任せるのではなく、「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、市民の願いや思いを知り、地域課題に気づき、課題解決につながるような支援が求められています。

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

現状と課題

【地域支援の体制づくり】

- ・第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定・推進され、計画の推進を通じて、区役所・区社協・地域ケアプラザの支援機関が地域を支援するとともに、協働による課題把握・解決への取組が進められています。
- ・地域における課題は生活全般の多岐にわたるため、区役所・区社協・地域ケアプラザとしても組織間だけでなく、組織内の部署間・職種間でも一層連携し、総合的かつ継続的に地域に関わることが重要です。

【地域の特性に合わせた支援】

- ・地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が行われています。その中で、自治会町内会等、より小さな圏域における、その地域の状況に合わせた取組が有効であることが分かってきています。
- ・地域における取組を実行性の高い効果的なものとするため、支援機関が住民の生活により近い地域で、地域の特性やニーズにあわせて住民の活動が充実するよう支援し、課題解決に向けて地域住民や関係機関等と協働していくことが重要となります。

<柱1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる
地域支援の体制づくり

<柱1-1-2>

地域の特性をふまえた地域支援の促進

【 目 指 す 姿 】

- ・支援機関が、自治会町内会等、より地域住民の生活に近い地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。
- ・地域の状況や地区別計画の方向性に合わせて、地区連合町内会圏域より地域住民の生活に近い地域の活動が拡大・活発化しています。

成果・活動指標

項目	基準値(平成29年度)	目標値(平成35年度)
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

■取組名

<柱1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

部署間、職種間、事業担当者間の連携を強化し、チームとして目標を明確にして支援にあたることができるよう体制づくりをさらに進めます。

主な取組

【支援体制の充実】

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとして地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の検討と実施(市)
- ・局、部、課の垣根を越えた、関係局における日頃からの情報共有による地域支援の推進(市)

【関係機関の連携強化】

- ・地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援を推進(市)
- ・生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施における、区社協・地域ケアプラザをはじめとする関係機関との連携強化(市)
- ・区社協、地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進(市社協)

【取組の見える化】

- ・「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と情報発信(市社協)
- ・区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信(市社協)
- ・区社協の事業担当者間連携促進のための連携事例の集約と共有(市社協)

※「丸ごと」については第1章〇頁参照

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

■取組名

<柱1-1-2>

地域の特性をふまえた地域支援の促進

区役所・区社協・地域ケアプラザが、より住民の生活に近い地域に出向いて特性を把握します。地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

主な取組

【オープンデータの利活用の推進】

- ・区域や地域の課題について、市民や民間団体、地区連合町内会等が多角的に検討できるように、行政が提供するオープンデータ*の利活用を推進し、地域課題の共通認識を図り、協働により解決するための基盤を構築(市)

【協働による取組の見える化】

- ・地域特性に合わせた取組の先行事例を集約し、会議等で支援機関向けに発信(市)

【共通課題の提示】

- ・社会的孤立や生活困窮など、どの地域でも共通に考える必要のある課題やその解決事例・対応事例の提示(市社協)

【事業を活用した実践の支援】

- ・要援護者マップの作成など、身近な地域での実践に生かせる手法の運用支援(市社協)
- ・災害時要援護者支援、既存の見守り事業を活用した地域における取組の支援(市社協)

【地域の状況に応じた協働による課題解決】

- ・多様化する地域課題に対し、地区別支援チームと地域住民がアセスメントを踏まえ共に検討する場の充実(市)
- ・社会的孤立や生活困窮など、どの地域でも共通に考える必要のある課題に対する支援機関としての解決策の検討と、施策化を通じた解決策の実行(市・市社協)

*オープンデータ：行政が保有する公的データを、企業やNPO法人、大学などが活用できるよう機械判読可能な形で公開していく取組です。国では平成28年12月に「官民データ活用推進法」が制定され、これに呼応する形で本市でも平成29年3月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」を制定するなど、全国に先駆けてオープンデータの取組を進めています。

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-2>

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

現状と課題

【地区連合町内会・地区社協の調整・支援機能の拡充】

- ・市内には、253の地区連合町内会や256の地区社協が組織され、圏域内の情報共有や自治会町内会活動、福祉保健活動等への支援をしており、より身近な地域における防犯、防災、親睦、環境、健康づくり、助け合いの活動など、住民主体の活動の重要な基盤となっています。
- ・身近な地域の支えあい活動が一層充実するためには、地区連合町内会や地区社協が組織力やネットワークを生かして地域の活動を支援し、その状況を互いに共有して活動の発展・継続など次の展開につなげていく調整・支援機能をこれまで以上に高めていくことが期待されます。

【活動団体の充実とネットワークづくり】

- ・地域では、地区連合町内会や地区社協のほかにも、特定のテーマや課題に焦点をあてて、その解決に取り組むボランティアグループや当事者組織なども活動しています。こうした団体の活動圏域は多様で、地区連合町内会圏域にとどまらず、区域、市域にわたることもあります。
- ・地域福祉保健活動の基盤づくりに向けて、各団体がその特徴を生かし、既存の団体活動の継続や発展と、地域のニーズや課題に応じた新たな活動を立ち上げることが重要です。
- ・活動の視点については、既存活動・新規活動を問わず、「地域課題・生活課題に合わせる」「困りごとを抱える人を支える」「支える側・支えられる側の区別なく互いに支えあう」という要素を高めていくことが求められます。
- ・地域福祉保健活動の基盤をさらに強くしていくためには、地区連合町内会、地区社協をはじめ、地域にある活動団体が対応すべき課題に合わせて横断的につながり、解決へ向けた取組を進めていくこと、さらには、その実践経験を蓄積していくことが必要です。

<柱1-2-1>

地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充

<柱1-2-2>

活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

【 目 指 す 姿 】

- ・地区連合町内会、地区社協が、それぞれのネットワークや調整機能を生かして、自治会町内会などの地域福祉保健活動を高めていく役割を果たしています。
- ・地区連合町内会、地区社協のほか、地域にある活動団体が、課題ごとに対象者の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。
- ・地域にある既存の活動（自治会町内会活動、ボランティア活動など）を含め、「困りごとを抱える人を支える」「誰にも役割や可能性があり、支える側・支えられる側の区別なく互いに支えあう」という視点で地域福祉保健の取組が広がっています。

第4期市計画素案 第2章

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・

・・

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-2>

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

■取組名

<柱1-2-1>

地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別計画の推進等を通じた地域への関わりを一步進め、地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、より住民の生活に近い地域での地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

主な取組

【広報・啓発】

- ・地区連合町内会や地区社協等に対し、それぞれが持つ既存のネットワークや調整機能を生かすことで、より住民の生活に近い地域の活動が充実することの重要性やメリットを周知（市）

【方針の検討・策定】

- ・ネットワークを生かして、地区活動を拡充していく機能の発揮や、「地域課題に合わせる」「困りごとを抱える人を支える」「誰にも役割や可能性があり、支える側支えられる側の区別なく互いに支えあう」という活動の方向性など、地区社協活動の充実・強化に向けた検討会の実施（市社協）
- ・検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性を「地区社協の手引」等へ反映し、方針を策定（市社協）

【取組の見える化】

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区連合町内会、地区社協の持つネットワークや特性を把握し、地域活動の更なる促進に必要な支援を検討するための情報を収集、会議等で発信（市）
- ・地区社協の充実・強化に係る事例の集約と発信（市社協）

【ネットワークを活用するための場づくり】

- ・地区連合町内会、地区社協等、身近な地域の活動団体と行政や関係機関が、お互いの強みを生かし協働するための場づくり、または既存の場の活用（市）

【研修の実施】

- ・地区社協活動の充実・強化の方針について、区社協及び地区社協向けの研修を通じて理解を促進（市社協）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-2>

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

■取組名

<柱1-2-2>

活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

地域活動を充実するため、地区連合町内会や地区社協と、地域または市域で活動している高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

また、区役所・区社協・地域ケアプラザが活動団体のネットワーク構築を進め、社会的孤立や生活困窮、移動や買い物の不便さなどの課題が、ネットワークの活用により効果的に解決できるよう、必要な支援に取り組みます。

主な取組

【広報・啓発】

- ・活動エリアや規模、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を問わず、様々な団体と地区連合町内会、地区社協等が互いにつながることで、協働することの重要性やメリットの周知（市）

【活動団体のネットワークづくり】

- ・地域の活動団体が、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別で連携できるようにネットワークの活用促進（市）
- ・地区連合町内会、地区社協等が様々な地域の活動団体とネットワークを構築するための調整（市）
- ・解決すべき課題の整理と必要性に応じた市域ネットワークの構築（市社協）

【取組の見える化、共通課題の提示】

- ・ネットワークを生かした課題解決事例の集約と発信（市社協）
- ・ネットワーク構築による解決への取組につなげるための、移動支援、買い物支援など共通課題の提示（市社協）
- ・地域の主体的な取組の立ち上げや継続・発展を、地区連合町内会、地区社協等がさらに支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウを集約・発信（市）



第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-3>

誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

現状と課題

【様々な人を受け止める地域の風土づくり】

- ・第3期市計画までの取組の中で、普及啓発活動や福祉教育などを通じて多様性の理解や当事者を含めた地域のつながりづくりを進めています。
- ・地域の中で、誰もが自らが望む暮らしが送れるようにしていくための第一歩として、同じ地域の住民同士が立場や背景を越えてお互いの存在を理解し受け入れる意識や、抱える課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

【住民相互のつながりづくり】

- ・近隣で困ったときに相談したり、助け合う関係性が希薄化する傾向にある中、共に支えあう地域の実現に向け、多様性の理解を含めた住民相互のつながりづくりを進めていく必要があります。
- ・啓発だけでなく、普段の暮らしの中で交流する機会や場を増やし、同じ住民としてのお互いを理解し、支援を必要とする人が必要ときに安心して助けを求められるような関係を広げていくことが重要です。

<柱1-3-1>

多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり

<柱1-3-2>

住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

【 目 指 す 姿 】

- ・個別課題、地域課題を他人ごとではなく「わたしたちのまちにある課題」として捉え、地域住民と支援機関及び関係機関が一体となり課題解決のために行動することで、緩やかなつながりを形成するような地域づくりが進んでいます。
- ・様々な人が地域の中で出会い、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れることができています。
- ・国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景を超えて人々がお互いを認めあい、支えあえるような地域での多様性への理解が進んでいます。
- ・地域住民等がお互いに支えあいながら必要な時に「助けて」と発信できるような、日常的につながる機会や場が確保されています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-3>

誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

■取組名

<柱1-3-1>

多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり

国籍、年齢、性別、障害など、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

また、生活に困りごとを抱える人への認識と理解を深めるための機会や風土づくり及び環境整備に取り組みます。

主な取組

【地域における関係づくり】

- ・課題を抱えた本人だけでなく、家族の気持ちにも寄り添った支援をすることに加え、必要に応じて本人の思いや現状を地域住民に伝えることなどによる、地域とつながるための働きかけの推進（市）
- ・学校、地域の居場所（サロンや子ども食堂）、関係組織（訓練会など）、作業所の交流等の推進（市社協）
- ・様々な社会資源（国際交流ラウンジ、市民活動支援センター、市民利用施設等）、関係組織等と連携した交流の推進（市）

【情報提供、地域福祉保健の視点で他分野と連携した地域づくり】

- ・地域住民が多様性を理解するきっかけとして、支援機関が把握している地域の状況や活動等の情報を適切に地域へ提供（市）
- ・まちづくりなど関連する他分野の支援制度の周知、連携した地域づくり（市）

【広報・啓発】

- ・バリアフリーなどの施設整備だけでなく、高齢者・障害者の理解促進や、思いやり・譲り合いの心を育む等、ハードとソフトが一体となった地域づくりの推進、並びに福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進（市）
- ・障害や年代、国籍等を超えてお互いを理解するため、関係局課におけるラグビーワールドカップ2019™、オリンピック・パラリンピック等を契機とした啓発の実施（市）
- ・伝える対象ごとにメッセージを明確にした地域福祉保健活動のPRの実施（市社協）
- ・障害者等の当事者自身による理解促進の取組拡充（市社協）
- ・「支える側」「支えられる側」の区別なく、誰であってもお互い様の関係づくりを構築するため、区局が連携し、関係機関や地域に向けた啓発等の実施（市）

【福祉教育、社会教育の推進】

- ・社会的孤立など地域でも受け止めていく必要のある課題の提示（市社協）
- ・多様性理解の啓発ツールの作成（市社協）
- ・多様性理解の啓発プログラムの検討と運用方法の提案（市社協）

コラム又は主な事業

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-3>

誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

■取組名

<柱1-3-2>

住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

地域住民等が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れ、地域の中でつながることの大切さを伝えていくため、交流する機会の創出に取り組みます。

また、誰もが役割があり、生き生きと参加できる場づくり、地域づくりを推進します。

主な取組

【広報・啓発】

- ・地域住民に幅広く地域福祉保健の取組（活動）を知ってもらうための、日常生活で経験できる身近なイベント等を活用したPRの実施（市）
- ・誰もが役割をもって主体的に参加できる地域の居場所やフリースペースの事例及びその意義や効果を集約し発信（市社協）

【つながりのための機会づくり】

- ・既存のイベント等も含めた誰もが参加しやすい機会づくりの支援（市）
- ・防災訓練・美化活動など地域活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援（市）

【対等な参加機会の確保】

- ・防災訓練・イベント等、地域の活動・行事への高齢者、障害者、子ども・若者等の参加促進（市社協）
- ・地区社協の活動や話し合いの場への高齢者、障害者、子ども・若者等の参画促進（市社協）

コラム又は主な事業

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

現状と課題

【地域における人材づくり】

- ・自治会町内会や老人クラブ(シニアクラブ)、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動者のなり手不足や、新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっており、地域課題の複雑・多様化や人口減少予測などを踏まえると、継続して地域福祉保健に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。
- ・市民一人ひとりができることから地域活動に関わっていただけるような工夫や、次世代向け、リーダー層向けなど、計画的な人材の確保・育成の方策が求められています。

【コーディネート機能の向上】

- ・複雑・多様化する地域の課題への対応には、これまで以上に地域全体で連携・協働を進めていくことが必要であり、地域福祉保健に関わる人材ごとに課題の解決に必要な力量を高めていくことが大切です。
- ・地域にある支援機関、関係機関、地域活動者・団体等がそれぞれの特性に応じてコーディネート機能を高め、地域福祉保健活動の推進に向けた役割を果たしていくことが重要です。

【環境づくり】

- ・地域福祉保健活動の推進において、場所、資金、情報は必要不可欠な資源であり、継続的な課題として認識されています。
- ・地域の施設を事業の拠点として活用したり、既存の制度や枠組を生かした支援や、柔軟な発想による取組が行われています。
- ・誰もが利用できるという身近な地域の施設の利点や特性を生かして、見守り機能や居場所機能を高めている事例も見受けられます。人々がつながり、困りごとの相談やボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくりなど、生活課題の解決を視野に入れた取組が今後も広がっていくことが望まれます。
- ・既存事業や地域にある資源を最大限に生かし、柔軟な発想も取り入れながら、地域福祉保健活動に活用する視点が大切です。

**<柱1-4-1>
地域福祉保健活動
を推進するための
地域の人材づくり**

**<柱1-4-2>
地域福祉保健活動に求
められるコーディネ
ート機能の向上**

**<柱1-4-3>
活動資源を確保
するための支援**

【 目 指 す 姿 】

- ・多くの市民が、自分のできることを、できる範囲で地域福祉保健活動に関われる機会が生まれています。
- ・支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向け役割を果たしています。
- ・助成金、資金確保の手法、拠点、情報(ノウハウ等)など、活動の組織化・推進に必要な支援策が整備されるとともに、活動目的や支援ニーズに合わせて効果的に活用されています。

第4期市計画素案 第2章

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

■取組名

<柱1-4-1>

地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり

市民一人ひとりが、より良い地域づくりに向け、それぞれのできることを、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関わられるよう支援します。

市民が地域活動に参加することをきっかけに、地域活動の担い手として活躍してもらうための支援を充実します。

主な取組

【研修等の実施】

- ・市民向けの社会参加や地域貢献のすすめに関する研修等の開催（市）
- ・各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施（市・市社協）
- ・趣味や特技などを生かして、だれでも気軽に地域活動に関わってもらえるような地域と人とのつなぎ役（コーディネーター役）の育成（市）
（コーディネーター機能については、柱1-4-2を参照）

【広報・啓発】

- ・市民が地域活動について知り、参加するきっかけづくりのための広報の充実（市）

【人材確保・育成支援】

- ・市社協の会員として参加する地域の施設や団体と連携した施設等福祉人材の確保・育成支援（市社協）
- ・区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信（市社協）

第4期市計画素案 第2章

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

■取組名

<柱1-4-2>

地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上

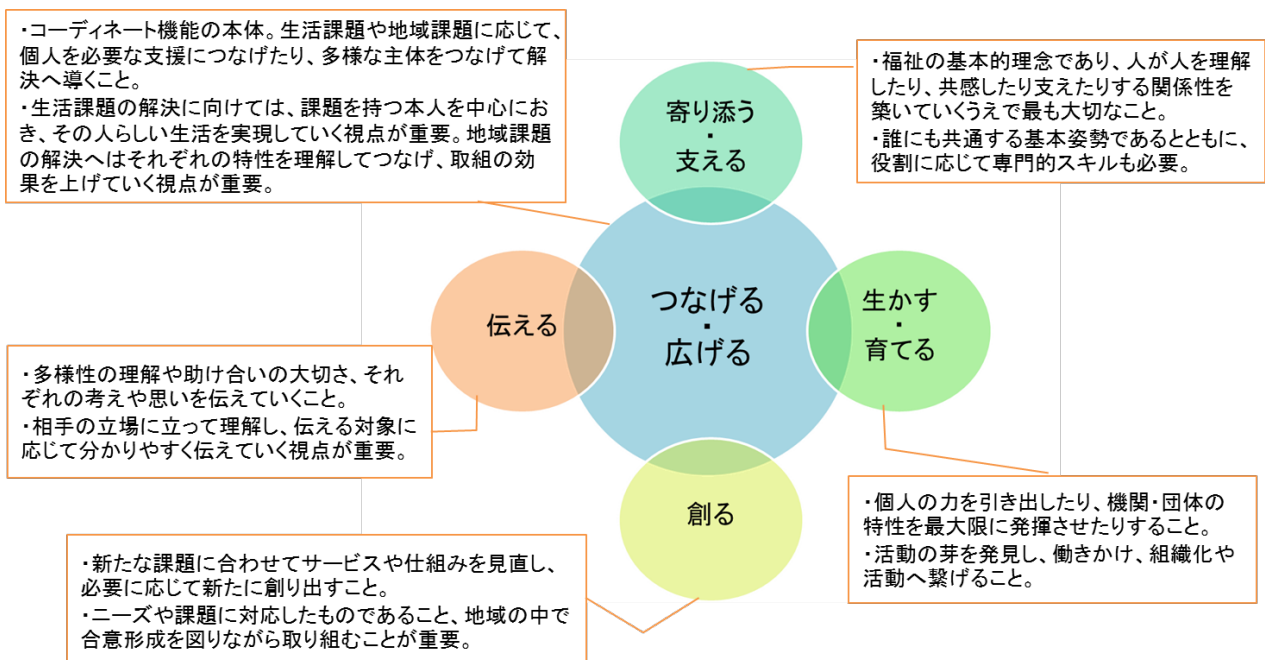
区役所・区社協・地域ケアプラザなどの支援機関が、生活課題や地域課題の解決に向け、地域の状況にあわせて多様な主体の連携・協働を支援できるよう、コーディネート力向上のための人材育成等に取り組みます。

また、公的施設や関係機関、地域活動者・団体、地域住民も、地域の課題解決や必要な人が必要な支援や活動につながるように、それぞれの特色に合わせて力を発揮できるように支援します。

コーディネート機能について

横浜市地域福祉保健計画では、第1期計画から市民を含めたコーディネート機能の強化に取り組んできました。地域福祉保健活動の推進に求められるコーディネート機能については、これまでの検討も踏まえて以下の図のように整理できます。

コーディネート機能とは、その基盤となる人を、人や団体・活動などに「つなげる・広げる」機能を中心に、「寄り添う・支える」、「生かす・育てる」、「創る」、「伝える」の5つの機能それぞれが連動することにより、より効果的な支援を可能にするものです。



第4期市計画素案 第2章

コーディネート力について

ここでのコーディネート力とは、5つのコーディネート機能の総体を示しています。公的施設や関係機関、地域活動者・団体、地域住民のそれぞれの特色や強みによってコーディネート力に違いはありますが、それぞれが持つ力をさらに高められるよう努めたり、できる範囲でその力を発揮することが求められています。さらに様々な機関や団体が連携することにより、コーディネート力を総合的に高めていくことも可能となります。

主な取組

【広報・啓発】

- ・地域活動者等が、地域住民に地域活動に関わってもらうため、つなぎ役や担い手の発掘役となることについて、研修や広報等による働きかけ（市）
- ・地域活動者等が、地域をよく知る人や地域の世話焼き役などのキーパーソンも巻き込みながら課題解決することについて、研修や広報等による働きかけ（市）

【情報提供、取組の見える化】

- ・地域に関する様々な情報を収集し、地域特性や地域活動等、関係者間で情報共有を行う場を開催（市）
- ・具体的支援・課題解決に向けた方策やイベント等の実施（市）
- ・公的施設、社会福祉法人・施設、事業者など、それぞれの特徴を生かした地域での活動や生活サポート活動の事例集約と事例発表の場を通じた情報発信（市社協）

【研修】

- ・コーディネートの必要性の理解、実践事例の共有、実践に活かせるコーディネート手法の習得など、職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施（市社協）
- ・関係機関の既存のコーディネート役が、暮らし全般に関わる分野横断的なコーディネート力をつけるための研修等の開催（市）
- ・専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施（市）
- ・個別支援対応力の強化などを目的とした地区社協、民生委員児童委員向け研修の実施（市社協）
- ・コーディネート役が、支援を必要とする人に早期に気づき、行政や関係機関の支援（公助）等に的確につなげるための、行政や関係機関の相談先の明確化や情報提供・研修等の開催（市）

【仕組みづくり】

- ・地域と行政・専門職をつなげる中間支援組織のコーディネート役や、今後の方策につなげられるキーパーソンの育成・強化のための支援（市）
- ・地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる窓口となる人の育成（市）
- ・地域の中で高齢者、障害者、子ども・若者等にルーツのある人等との出会いやつながる機会を創出する支援者の育成（市・市社協）

参考

- ・ 支援機関、関係機関・団体、地域活動者・団体、地域住民等、地域にある様々な主体が、コーディネート機能を発揮して連携。
- ・ 支援機関は生活課題や地域課題の解決に向けてコーディネートの中心を担う。



コラム（または主な事業）

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

■取組名

<柱1-4-3>

活動資源を確保するための支援

地域力を向上させるため、既存資源の活用を含め、地域福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

また、柔軟な発想による取組や新たな手法などの情報提供を通じて、地域の福祉保健活動を支援します。

主な取組

【地域力向上のための場づくり】

- ・活動に関する相談・支援を受けられる場としての地域ケアプラザ整備の推進（市）

【支援策の整備】

- ・関係局課と協働し「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」*を活用したサロン等の様々な場づくりと、活動を継続するための支援（補助金事業など利用可能な制度や事業の情報提供や申請支援など）（市）
- ・ニーズにあわせた助成金制度の見直し（市社協）

【情報提供、取組の見える化】

- ・財源の確保を含む課題解決手法の情報提供による支援（市社協）
- ・地域福祉保健活動における既存資源の利活用事例、先進的事例の集約と情報発信（市社協）
- ・市民利用施設等の機能を生かした見守り事業、居場所事業など、取組事例の集約と情報発信（市社協）

*「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」

- ①公的施設：地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、市民活動支援センター、地域活動ホーム、図書館、地域子育て支援拠点、老人福祉センター、スポーツセンターなど
- ②より身近な地域にあり近隣住民が集いやすい場：空き家、空き店舗、自宅の一部活用、寺など

第4期市計画素案 案 第2章

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

現状と課題

【見守り活動の推進】

- ・各区計画・地区別計画による取組をはじめ、災害時要援護者支援等を通じて、地域主体の見守り活動が進められています。
- ・地域には社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ごみ屋敷」など、既存の制度だけでは解決が困難な問題があります。こうした課題を含めて、地域に潜在化している生活課題は多く、早期に発見し、対応していくことが重要です。
- ・これまでの取組を生かしながら地域主体の見守り活動をさらに推進するとともに、事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。
- ・認知症やロコモティブシンドローム*等、徐々に機能が低下することへの受け止めが困難な人の早期把握が求められています。

【気づきをつなぐ体制づくり】

- ・地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として地域ケアプラザの整備が進められ、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野においても相談窓口や支援体制が充実してきています。
- ・住民による活動と支援機関等による専門的なサポートを組み合わせることで、困りごとを抱えた人を早期に発見し、対応する体制ができるよう、住民・住民組織と支援機関等がお互いの情報を適切に取扱い、共有する取組を広げていくことが必要です。

* ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉などの運動器の障害や移動能力を低下させてしまい要介護になる危険の高い状態をいいます。

<柱2-1-1>

見守りの輪を広げる

<柱2-1-2>

気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

【 目 指 す 姿 】

- ・個人情報をもとに正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野にとらわれない見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- ・どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- ・生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、早期に発見され、適切な支援につながっています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

■取組名

<柱2-1-1>

見守りの輪を広げる

地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者にとらわれない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。

【主な取組】

【広報・啓発】

- ・家族や近所の人など周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に伝えるためのPRの実施（市）
- ・困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の周知（市）
- ・困ったときに自ら声を上げやすい環境を作るため、日頃から地域とつながることの大切さやメリットについて、SNSや回覧、お祭り等の行事をはじめ、様々な媒体や機会を利用した周知（市）

【様々な主体との連携促進】

- ・日ごろの活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携の推進（市）
- ・支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め、必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進（市）
- ・住民・住民組織と企業、商店、施設等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と情報発信（市社協）
- ・集約した事例やノウハウの活用による見守り協力企業等と区社協をつなぐ支援（市社協）

【見守りの仕組みづくり、実践への支援】

- ・要援護者マップ等の手法の運用支援を通じた見守り活動の拡充（市社協）
- ・災害時要援護者支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動へのさらなる支援（市・市社協）
- ・徘徊する可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域の連携による仕組みづくり（市・市社協）
- ・障害者等当事者への理解と見守りを広げていくための取組の検討（市・市社協）
- ・地域のサロンや配食活動等の見守り機能の充実に向けた、区社協、地域ケアプラザへの先駆的事例の情報提供（市社協）
- ・住民の立場で見守り活動に協力するサポーターの養成（市社協）

【参加の場づくり】

- ・日頃から地域とつながるため、地域の中で気軽に参加しやすい場づくり（市）
- ・困りごとを抱えている人が地域にいることを知り、受け入れる意識づくり（市）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

■取組名

<柱2-1-2>

気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、関係機関や支援機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な取組につながる仕組みづくりを進めます。

主な取組

【相談・支援体制づくり】

- ・地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」※支える、包括的な相談・支援を推進
(再掲) (市)
- ・必要な人が相談等につながるよう、地域住民に支援機関につなぎ意識の浸透の推進
(市)

【情報共有の仕組みづくり】

- ・既存のネットワーク(地区別計画の懇談会等)での、地域と関係機関との情報共有の推進(市)
- ・民生委員・児童委員と地域包括支援センターによる定期的な情報共有など、各地域の状況にあわせた住民・住民組織と支援機関相互の情報共有の仕組みづくりの推進(市社協)
- ・地域にある見守り活動と区社協、地域ケアプラザが連携した情報共有の仕組みの事例の集約と発信(市社協)
- ・徘徊する可能性のある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域連携による仕組みづくり(再掲)(市・市社協)
- ・障害者の理解と見守りを広げていくためのサポーター養成の検討(市・市社協)

【広報・普及啓発】

- ・各関係機関や福祉保健関係者等と連携した、福祉保健等の制度の周知促進(市)

※「丸ごと」については第1章第3頁参照

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

現状と課題

【連携し支えあう仕組みづくり】

- ・計画の推進や各制度に位置づけられた取組を通じて、困りごとを抱える人を地域住民と支援機関・関係機関が連携して支援する体制が構築されてきています。
- ・増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて、日々の暮らしを総合的に切れ目なく支えていくため、これまで進めてきた連携・協働の取組をより身近な地域で、より多くの地域に広げていくことが必要です。

【課題解決の仕組みの創出、事業化・施策化】

- ・高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で、区域、日常生活圏域における個別の生活課題や地域課題の共有、個別支援を検討する場ができています。
- ・複合化・多様化する生活課題、地域課題への対応に向けて、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えた連携による取組が求められます。
- ・地域住民と支援機関・関係機関の連携・協働による地域課題の共有・解決の取組について、計画推進等を通じて広がりを見せています。一方で、複数の地域で共通する課題に対して、事業化・施策化等により解決までつなげる区域や市域での取組が十分ではない状況です。
- ・より身近な地域で地域課題の共有・解決の取組を充実するとともに、複数の圏域における共通課題解決のために事業化・施策化へつなげる体制の構築を進めることが必要です。

<柱2-2-1>

地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める

<柱2-2-2>

地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

【 目 指 す 姿 】

- ・身近な地域で困りごとや生活課題を受けとめ、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決への取組が広がっています。
- ・関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- ・「困りごとや生活課題を支援する取組」と、「地域課題の解決に向けた取組」が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

■取組名

<柱2-2-1>

地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める

困りごとや生活課題を受けとめ、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決するため、互いの役割の理解促進と、解決に向けた体制づくり・仕組みづくりへの支援に取り組みます。

主な取組

【研修等の実施】

- ・制度の狭間の課題に対し、行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、関係機関の専門職が、その専門性を生かして積極的に支援に関われる意識づくりのための研修実施（市）
- ・複合的な課題や困りごとを抱えた人への支援方法に関する事例の共有（市）
- ・地域住民と支援機関・関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討など重層的な支援体系について、研修や連絡会議等を通じて区社協や地域ケアプラザにその視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市社協）

【相談・支援体制づくり】

- ・複合的な課題に、地域住民と関係機関が連携して対応するための包括的な相談・支援を推進（市）
- ・市域における個別支援策の検討が必要な場合に、施策化・事業の見直しなど、市域の取組の検討を実施（市・市社協）
- ・身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ・支援（市社協）
- ・連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（市・市社協）
- ・区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（市社協）

【取組の見える化】

- ・実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（市社協）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

■取組名

<柱2-2-2>

地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や、地域から見える課題を支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働して課題解決を行う取組を一層推進します。

主な取組

【地域課題の共有】

- ・高齢者、障害者、子ども・若者だけでなく、生活困窮者を含め、地域で困りごとを抱える方の課題を分野横断的に協議する場の検討（市）
 - ・社会的孤立や生活困窮など1～6層*の各圏域で解決に向けた検討の必要な共通の地域課題の提示（市社協）
- ※P●第1章「市民生活に関わる地域福祉保健の6層の圏域」参照

【研修等の実施】

- ・関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研修実施（市）
- ・区役所・区社協・地域ケアプラザ対象の研修や連絡会議等において、「住民・住民組織と関係機関が協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり」の視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市・市社協）

【協働に向けた仕組みづくり】

- ・地域住民や支援機関、関係機関の協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり（市）
- ・連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（再掲）（市・市社協）
- ・区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（再掲）（市社協）

【地域課題の解決に向けた取組への支援】

- ・市域における共通の地域課題解決へ向けた、施策化・事業の見直しの実施（市・市社協）
- ・身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ及び実践支援（再掲）（市社協）

【取組の見える化】

- ・実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（再掲）（市社協）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

【権利擁護】

- ・高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待など、重大な権利侵害の事例が増加しています。少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

【成年後見制度】

- ・制度に対する広報等も多く行われていますが、制度理解が十分に進んでいないのが現状です。
- ・制度利用の面からみると、障害者の利用が進んでいない状況です。

【市民後見人養成・活動支援事業】

- ・横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成28年度末で26名の方が市民後見人として活動をしています。(コラム「横浜市における市民後見人とは」参照)

【その他の課題】

- ・新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に、個人では対応することが困難な方へ、新たな支援手法を構築していく必要があります。

**<柱2-3-1>
関係機関等と連携した
権利擁護の推進**

**<柱2-3-2>
成年後見人等への支援の推進**

【 目 指 す 姿 】

- ・成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。
- ・国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関^{*}の設置など、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。
※中核機関:相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うものです。

第4期市計画素案 案 第2章

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

■取組名

<柱2-3-1>

関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護（権利擁護事業、後見的支援事業等）を必要とする人が早期に発見され相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携し実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援のために必要な取組を進めます。

主な取組

【広報】

- ・成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、各専門職団体・関係機関と連携し、支援者等に対する広報を推進（市・市社協）
- ・対象者等にあわせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成（市・市社協）

【中核機関の設置・ネットワーク構築】

- ・横浜型の中核機関 及び地域連携ネットワークについて、他分野の会議体等を踏まえた体制の整備を検討（市・市社協）

【申立て支援】

- ・成年後見制度利用支援事業について、本人及び親族申立ての際の、申立て費用の助成の検討（市）

【権利擁護に関する取組】

- ・新たな課題である「身元保証」「死後事務」に関する事業実施の可能性について検討（市・市社協）
- ・自己決定の支援のために、必要な取組としてエンディングノートやあんしんノート等の取り組みの推進（市・市社協）
- ・権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援、関係機関との連携等、区域の権利擁護事業推進に係る支援の実施（市社協）
- ・障害者後見的支援事業などの、当事者を中心とした見守りネットワークの構築・拡充（市社協）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

■主な取組

<柱2-3-2>

成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成及び支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人等候補者を選択できるよう取組を進めます。

主な取組

【中核機関の設置・ネットワーク構築】

- ・成年後見人等からの相談を受ける中核機関及び地域連携ネットワークについて、高齢者、障害者、子ども・若者等、様々な分野の会議体等を踏まえた、体制の整備を検討・実施（市・市社協）
- ・成年後見人として活動している親族後見人等へ支援をする体制づくりの検討（市・市社協）

【後見人の養成・支援】

- ・地域の権利擁護の一翼を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進を引き続き実施（市・市社協）
- ・法人後見を担う団体への支援の実施（市・市社協）

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-4>

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

現状と課題

【つながりづくりや連携を通じた健康づくり】

- ・健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動については、第3期区計画、地区別計画にも多く取り入れられています。住民主体の介護予防や健康づくり活動をきっかけとしたつながりづくりが身近な地域で進められ、社会参加の機会や生きがいづくりに発展している取組も多く見られます。
- ・健康づくり関連の取組に関心が低く、健康づくりの取組等に参加していない層をはじめとした、予防への働きかけの工夫が課題となっています。
- ・うつ病等、こころの病のある方は増加傾向にあり、自分の問題としてこころの健康の保持増進に努めていくよう啓発することが必要です。
- ・健やかな生活を維持していくためには、予防の視点が大切であること、また、健康づくりは世代を問わず参加しやすいことから、引き続き健康づくりの取組を進めていく必要があります。

<柱2-4-1>

地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進

【 目 指 す 姿 】

- ・「自分が健康と感じている」という市民の増加しています。
- ・健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。
- ・健康に関心が低い層等に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、多くの市民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。
- ・様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの市民が参加することで、結果として健康にもつながっています。

【成果・活動指標】

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・

・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱2-4>

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

■取組名

<柱2-4-1>

地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進

全ての世代の市民が年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに継続して取り組めるように支援します。

また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支えあい活動を関連させながら推進していくことで、より多くの、また幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着をはかり、活動を広げていきます。

【主な取組】

【身近な地域での健康づくりの推進】

- ・老人クラブ（シニアクラブ）や子育てサークル等と連携した健康づくり講座や、健康づくりを推進するボランティアの育成を通じた住民の生活に身近な地域での健康づくり事業の推進（市社協）
- ・保健活動推進員や食生活等改善推進員等と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進（市）

【活動団体・活動者支援】

- ・保健活動推進員や食生活等改善推進員等の健康推進に関わる地域の人々が、健康課題の変化や地域の課題に合わせて役割を担えるような情報提供や研修開催等による支援（市）
- ・保健活動推進員や食生活等改善推進員等の活動の幅がさらに広がるための地域や様々な分野の活動団体とのつながりづくりの支援（市）
- ・地域での仲間づくりやつながりづくりを通じた健康づくりを定着化するための組織化支援（市・市社協）
- ・幅広い世代が参加している等、活動の特徴を生かして、多世代交流事業や見守り事業につなげるよう、発展の可能性を検討し、活動を支援（市・市社協）

【取組の見える化】

- ・地域での取組や市内連携での取組等、活動の参考となるような具体的な取組事例の紹介（市）

【広報・啓発】

- ・乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた病気の予防的視点を持って、運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣を整えていけるよう、働き世代には、企業等との連携、子どもと養育者には、地域子育て支援拠点や教育機関等との連携による周知（市）
- ・疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診等の定期的な受診の勧奨（市）
- ・様々な分野の活動者に向けた、人や地域とのつながりと健康づくりの考え方の広報（市）
- ・企業や社会福祉法人等への働きかけなど、多様な方法での幅広い市民に向けた健康づくりの浸透（市）
- ・こころの健康について、症状が深刻化する前の段階での見守りや受診行動につながるような地域での理解促進、セルフケアの推進、自殺対策など、必要な取組が進むよう市民に向けた広報（市）

第4期市計画素案 案 第2章

コラム(又は主な事業)

◆重点項目<柱2-5>

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

現状と課題

【施策の推進】

- ・市計画の推進を通じて、支援が届く仕組みづくりに向けた事業を実施してきており、各区で地域に合わせた見守り体制・支援体制づくりが行われています。
- ・これまでの取組から見えてきた課題や必要事項を整理し、情報の活用方法や適切な取り扱いの周知、参考となる事例やノウハウの提供、事業の見直し検討、個別課題から地域課題への確な支援につながる仕組みづくり等を進めていく必要があります。

<柱2-5-1>
必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

【 目 指 す 姿 】

- ・住民と関係機関が事業の実施を通じて協働の経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えた人を早期に発見する取組が充実しています。
- ・個人情報正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用され、必要な見守り・支えあい活動が活発に実施されています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・

・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目〈柱2-5〉

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

■取組名

〈柱2-5-1〉

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

身近な地域で困難を抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するため、事業や施策等を推進します。

主な取組

【仕組みづくり】

- ・事業・施策を活用した、見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働（市）
- ・地域活動者等が安心して活動できるように、地域を「丸ごと」※支える包括的な相談・支援を推進（市）
- ・行政等から地域に提供される情報を地域支援に活用していく手法の提示（市社協）
- ・実践を通じた地域支援や地域における個別支援のノウハウの集約と提示（市社協）

【実践事例・データの整理と提供】

- ・実践事例、根拠法令、国等の検討状況など実践に生かせる情報が取得できるポータルサイトの検討・実施（市社協）

【取組の見える化、情報提供】

- ・地域の会議や取組を活用した、情報交換や課題解決に向けた話し合いや役割の確認が円滑に行える機会づくりについて、地域と支援機関が検討するための先行事例の情報提供（市）

【個人情報の取り扱い周知】

- ・地域活動における個人情報の正しい理解、取り扱い方及び活用の周知（市・市社協）

※「丸ごと」については第1章〇頁参照

コラム又は主な事業

◆重点項目<柱3-1>
幅広い市民参加の促進

現状と課題

【地域でのつながりづくり】

- ・2025年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し、支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。
- ・現在、地域にある複合的な課題や、少子高齢化・人口減少を踏まえると、引き続き地域福祉保健活動の裾野を広げる取組が必要です。
- ・多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながり、日々の暮らしの中で、地域の活動に触れ、その大切さをより自然に意識できるような仕掛けや働きかけが必要です。

【社会参加等につながる多様な選択肢】

- ・これまでの市計画の推進により、保育園や学校、地域子育て支援拠点等と連携した地域と子ども・子育て世代のつながりづくりや、健康づくりを通じた地域活動への参加促進、元気なシニアを対象とする取組など、様々な世代が地域でつながり、地域での活動に関心を持てるような取組が増えています。また、子どもを対象とした取組では、事業等に参加した人達が担い手として戻ってくるなどの好循環が見られる事例もあります。
- ・取組が一度きりであったり、参加者が固定化している等の課題もみられるため、これまで地域福祉保健活動に関わってこなかった人でも、継続して参加しやすい環境をつくる必要があります。例えば高齢者の中でも、人によって参加の意欲やモチベーションのあり方も違うことから、多様な価値観に合わせた参加の仕掛けが必要となります。

<柱3-1-1>
地域でつながる機会の拡大

<柱3-1-2>
社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

【 目 指 す 姿 】

- ・地域住民が地域活動とつながる機会が増えており、子どもの頃から地域で見守られ、育つ視点を大切にした取組が増えています。
- ・対象や一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加の機会や地域福祉保健活動へ参加するための選択肢が検討・提供されています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.....

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-1>
幅広い市民参加の促進

■取組名

<柱3-1-1>

地域でつながる機会の拡大

地域住民同士が多様性を理解し、立場や背景を超えて子どもの頃から切れ目なく地域の中でつながることができるよう、これまでの取組を生かしながら、場や機会を広げていきます。

主な取組

【子どもの頃から地域と関わる取組の推進】

- ・地域子育て支援拠点や保育園、幼稚園等と地域が連携した、子ども・子育て世代が地域とつながるための取組の推進（市・市社協）
- ・地域による学校への支援という一方向の関係にとどまらず、地域と学校が一体となって連携・協働するという双方向の関係に発展させ、学校・地域コーディネーター等のコーディネート機能を強化した小学生・中学生・高校生の社会参加の促進及び学校と地域との協働を推進（市）
- ・学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が目標や課題を共有し、協働することで、より良い地域社会を実現するための支援策の検討（市）
- ・子ども食堂や学習支援、地域のフリースペースなど、子どもの居場所の実態把握と拡充支援（市社協）

【様々な世代における地域とのつながりの推進】

- ・就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親子、就労世代や退職後の方などが一緒に参加し、継続して地域とつながりを持ってもらうための支援（市）
- ・地域住民が世代や立場を超えて地域でつながれる機会や、誰もが集える地域の居場所などの情報を集約し、利用者が担い手として地域に関わるようになった事例など、その意義や効果を含めて情報を発信（市社協）

【広報・啓発】

- ・一人ひとりが活躍する場の提供に向けた支援策の実施（市社協）
- ・様々な人に興味をもってもらい地域活動に参加してもらうため、支援機関における広報等での啓発（市）
- ・学校・地域コーディネーターが円滑に地域と関わりを持つため、学校・地域コーディネーターが行っている取組について、関係区局による地域へ向けた理解促進及び啓発（市）

コラム又は主な事業

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-1>
幅広い市民参加の促進

■取組名

<柱3-1-2>

社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

区役所・区社協・地域ケアプラザが、地域において社会参加や地域活動への参加などの目的に合わせ、様々な視点で参加メニューを工夫し、多様な価値観にあわせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

主な取組

【多様な選択肢や手法の提案】

- ・ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案（市社協）
- ・趣味やスポーツなど実施内容だけではなく、曜日や時間帯、所要時間、対象の活動性など、様々な視点での参加メニューを既存事例も含めた情報の集約・提供（市社協）
- ・既存の選択肢に加えて、関係機関と連携し、アプローチや参加方法など多様な価値観にあわせた様々な選択肢を検討・提案（市）
- ・地域に対し、社会参加等につながる多様な選択肢から地域活動の担い手へ至るプロセスや支援手法についての情報の集約と支援メニューとしての提案（市社協）
- ・学校や社会福祉施設などの地域に根差した施設が、より地域との関係を深め、地域に関心をもってもらうための支援（市）

【広報・啓発】

- ・多様な情報を発信し、様々な人が目にする機会を設けるための手法（SNS、ホームページ等）の検討・実施（市）
- ・関係局課が連携し、幅広い市民への情報提供に加え、会社をリタイヤする前などの特定の年代に向けた社会参加へのさらなる啓発（市）
- ・日頃は支えられている人も他者を支える人になるなど、あらゆる人に役割があることを伝える事例の集約と発信（市社協）

コラム又は主な事業

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

現状と課題

【社会福祉法人の地域貢献】

- ・社会福祉法人は、これまで施設運営や事業・サービス提供を通じて住民の暮らしを支えてきました。また、地域に根ざした法人の中には、住民とともに地域活動に取り組んできたところも多くあります。
- ・社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域に開かれ、施設利用者を含めて地域とつながるとともに、地域ごとのニーズに合わせ、運営施設や実施事業の特徴を生かしながら取組を進めていくことが重要です。

【企業、NPO、学校等との連携強化】

- ・第1期市計画以降、地域福祉保健に関わる施設や企業等との連携・協働による取組が推進されており、住民・住民組織との交流やイベント、地域行事への参加等は多くの区で取り組まれています。
- ・企業や施設との連携による見守りのネットワーク構築や食料支援（フードバンク等の取組）などが複数の区で取り組まれるようになってきており、課題への対応の幅が広がってきています。
- ・連携による地域活動が広がりを見せる一方で、継続性・一貫性が課題となっている地域もあります。
- ・今後も複雑・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくためには、地域にある様々な「主体」がそれぞれの役割や特徴を最大限発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。

<柱3-2-1>
社会福祉法人の地域貢献

<柱3-2-2>
企業、NPO、学校等との連携強化

【 目 指 す 姿 】

- ・住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、学校、NPO等、多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。
- ・地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人も含め、すべての人を対象とした社会参加や就労体験の場が身近な地域に確保されています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇制度利用数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

■取組名

<柱3-2-1>

社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

主な取組

【周知・啓発】

- ・地域の活動団体と社会福祉法人が連携・協働するメリットの周知(市)
- ・地域ニーズを把握するためのデータの提供や、市内外の取組事例の紹介等による取組支援(市)
- ・市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修など、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知(市社協)

【取組の見える化】

- ・市内の社会福祉法人・施設が取り組む地域貢献活動の事例発表会の開催及び事例集の作成による取組の促進(市社協)

【検討の場】

- ・地域協議会の設置による地域と社会福祉法人が地域の福祉ニーズを共に検討する機会の促進(市)

【実態把握・コーディネート】

- ・社会福祉法人・施設による地域貢献活動事例の調査(市社協)
- ・社会福祉法人・施設の地域貢献活動において市域共通で取り組む課題の整理と社会福祉法人・施設への提案(市社協)
- ・区社協と連携し、地域と社会福祉法人・施設とのコーディネート(市社協)
- ・地域と社会福祉法人・施設の連携による地域課題を解決する取組の拡充(市社協)

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

■取組名

<柱3-2-2>

企業、NPO、学校との連携強化

複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO、学校等、地域にある様々な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮できるように支援します。

主な取組

【情報発信・共有】

- ・市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による多様な主体と地域がつながるための取組支援(市)
- ・地域と多様な主体が既に協働している先進事例を各地域に周知する場や手法の検討・実施(市)
- ・地域との協働を推進するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で設置されている既存のコーディネーターの業務や役割の周知(市)

【学校と地域の連携・協働】

- ・学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした学校と地域の連携・協働の推進(市)

【連携・協働に向けたコーディネート支援】

- ・一般就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労や社会参加の場、食支援、見守り活動等、企業の強みを生かした社会貢献のコーディネート支援(市・市社協)
- ・企業・NPO・学校等の福祉に限らない多様な取組をきっかけとし、最終的に地域福祉保健活動や地域づくりにつながる仕掛けづくり・コーディネートの促進(市)
- ・企業の社会貢献事例の集約と発信(市社協)
- ・区域を超え幅広く活動する団体との連携・協働に必要な調整(市社協)
- ・NPOと地域、関係機関が連携した生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信(市社協)
- ・学校と地域、関係機関が連携した不登校や引きこもり等への対応に向けた検討・実施(市社協)
- ・これまで福祉との関わりが少なかった身近な施設による子ども食堂の実施や、交通企業との連携による移動支援など、新たな主体、新たな手法による連携事例の集約と発信(市社協)

【モデル事業等の実施】

- ・社会的な課題や地域課題への解決に向けた住民と企業が連携した取組など、多様な主体の連携に係る新たな事業の試行実施(市社協)
- ・市域で取り組む課題の明確化とその対応に向けた市域ネットワークの構築(市社協)

コラム(又は主な事業)

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-3>

幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

現状と課題

【活動の活性化のための環境づくり】

- ・地域では、多くの市民が地域福祉保健活動に取り組んでいますが、担い手の負担増や活動資金の問題、活動内容の停滞などにより、継続が難しくなっている活動も少なくありません。幅広い市民参加を促進しながら、組織的な活動につなげ、継続、発展させていくことによって、地域福祉保健活動の裾野を広げていく必要があります。
- ・多様な主体による地域活動や地域づくりにおいて、先駆的に取り組まれている事例の中では、地域の課題やニーズに基づくものであること、活動の中で、主体それぞれの特徴が生かされていることが重要な要素となっており、これから地域活動に取り組む団体等へ情報を発信していく必要があります。

<柱3-3-1>

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

【 目 指 す 姿 】

- ・助成金、資金確保の手法、ノウハウなど、活動の立ち上げ・継続に必要な支援策の整備が進むとともに、その具体事例の情報が支援に活用されています。
- ・地域の課題やニーズに合わせて多様な主体間をつなぐ機会や場が創出されています。

成果・活動指標

項目	基準値（平成29年度）	目標値（平成35年度）
〇〇数		

成果・活動指標についての説明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4期市計画素案 案 第2章

◆重点項目<柱3-3>

幅広い参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

■取組名

<柱3-3-1>

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための支援策を、活用事例等を踏まえて必要な人に提案します。

主な取組

【支援策の提供】

- ・区役所と協働し、団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法、事例情報、ノウハウなどの支援策の提供(市)
- ・活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、新たな手法（ソーシャルインパクトボンド(SIB)^{*}等）等、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供・提案（市・市社協）
- ・寄付金の生かされ方や目的別の寄付方法の周知等を通じた寄付意識の醸成（市社協）
- ・活動団体等が長期にわたって活動継続するための、他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案（市）
- ・ニーズに合わせた助成金制度の見直し(再掲)（市社協）
- ・活動の組織化における支援策の活用事例の集約と情報提供（市社協）
- ・市社協の会員組織としてのネットワークを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じたノウハウの集約（市社協）
- ・区社協、地域ケアプラザ向けの実践事例の共有、ノウハウの活用による支援（市社協）
- ・区域を越え幅広く活動する団体への課題や事業の提案など、連携・協働に必要な調整（市社協）

【広報】

- ・市民が新たな取組を始める際の活動に関する支援制度の周知、関係局課が連携し、支援制度をより多くの人に知ってもらうための啓発の実施(市)

【情報提供】

- ・まちづくりなど関連する他分野の支援制度の周知、連携した地域づくり(市)(再掲)

※行政、事業者、民間資金提供者等多様な関係者が連携して社会課題解決に取り組む新しい手法。特にサービスを提供しただけではなく、社会課題が解決されたかどうかを第三者が評価し、その評価に連動して支払いが行われる。

コラム(又は主な事業)

第3章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 策定・推進委員会【附属機関*】

- 市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の推進・評価に関する検討を行います。

(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

【市社協との連絡調整会議】

- 一体的に策定した地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の推進・評価を進めるため、健康福祉局と市社会福祉協議会が事務局を共同で運営し、検討を行います。
- 必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

(3) 関係局区検討プロジェクト

- 地域福祉保健の推進に向け、市の関係局区・課が連携して取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

(4) 横浜市健康福祉局と横浜市社会福祉協議会の基本的な役割分担

	健康福祉局	市社協
区計画 推進支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市としての方向性の提示 ・計画策定・推進業務の枠組みの整理 ・計画策定に必要な予算や情報の支援 ・計画実現に向けた区の支援策の検討、実施 ・区、地域ケアプラザの人材育成 ・計画推進のための区局間の連絡調整 ・他都市の先進事例等の情報収集 ・地域の情報の分析と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉保健活動の方向性に関する健康福祉局との検討 ・計画策定、推進に必要な予算の区社協への支援 ・区社協の人材育成 ・地域ケアプラザの職種や部門連携を意識した人材育成（分科会との連携） ・他都市における市社協の先進事例等の情報収集 ・区社協・地区社協・福祉保健団体等が把握している情報の集約
市域における 新たな仕組みや 制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の課題の把握・分析 ・市域の取組の検討・実施 ・モデル事業等の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局と協働した取組 ・市民活動支援、各種関係団体のネットワーク化 ・市域で求められる人材育成

* 附属機関：地方自治法第138条の4第3項又は地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

第4期市計画素案 第3章

2 計画の評価方法

- 第3期横浜市地域福祉保健計画においては、計画推進の中間年度である平成28年度に中間評価を行い、最終年度の平成30年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、結果を公表します。
- 第3期横浜市地域福祉保健計画の評価は、地域課題解決に向けた市・区・地域の取組及び、地域づくりを進めるための市域の施策や事業、市民や企業等が主体的に進めている活動等について、第2期計画の評価と同様に量及び質の両面から総合的に評価を行います。
- これらの取組の評価については、市計画策定・推進委員会にて検討し確定します。
- 取組結果は、中間評価においては市計画期間後半の取組の推進方策に反映させ、最終評価では第4期の計画策定に生かしていくものとします。

【評価の手順】

《手順①》3つの推進の柱の下に位置付けられた合計35の取組に対して、「取組状況を確認

す
ま

更新予定

《手順③》②の結果を踏まえ、それぞれの推進の柱ごとの取組の成果が、第3期横浜市地域福祉保健計画の3つの総合目標に対して、どれだけ寄与したのかを考察します。

【取組状況を確認するための3つの視点】

A 支援策の充実を評価する視点（タスクゴール）

- 計画に位置づけた支援策はどの程度行われたか
- 対象者の生活の質の向上につながる取組や仕組みができたか
- 課題解決に向けた取組はどの程度達成されたか

B 住民参画のプロセスを評価する視点（プロセスゴール）

- 計画策定・推進において住民・地域が主体的に取り組めたか
- 住民・地域が主体的に取り組むための働きかけができたか

C 関係機関・民間企業等との連携についての視点（パートナーシップゴール）

- 関係機関・民間企業・市民活動団体等と公的機関が協働して取り組めたか

【評価手順イメージ図】

